



『給水装置工事設計施行基準・解説』 一部改正のお知らせ

令和3年4月1日より、「給水装置工事設計施行基準・解説」を次のとおり一部改正します。

【主な改正内容】

1 「局長との協議」における計画1日最大使用水量について

事前協議における「局長（企業庁本局）との協議」の基準の一つである計画1日最大使用水量について、次のとおり変更しました。

計画1日 最大使用水量	現行		→	改正後	
	300m ³ 未満	300m ³ 以上		1,080m ³ 以下	1,080m ³ を超えるもの
協議者	営業所長	企業局長		営業所長	企業局長

2 開発行為等に伴う消火栓の取り扱いについて

開発行為申請の許可条件において公道内の既設水道管に消火栓を設置する場合について、給水装置工事による施行（当初は私設消火栓として申請）の取り扱いを記載しました。

3 給水装置工事の施工について

(1) φ50mmサドル付分水栓の穿孔径及びコアについて

分水栓の穿孔径については47.1mmに統一しました。また、装着するコアについては、穿孔径に適合した口径のものを用いることを記載しました。

(2) 穿孔用きりの形状について

内面ライニング材の仕様に基づき、使用する穿孔用きりの形状等を図示しました。

4 その他

S50形ダクタイル鋳鉄管による参考配管図等、その他軽微な変更を行いました。

【適用日】

令和3年4月1日以降の申込み分からとします。

◎なお、その他の条件や詳細については、給水装置工事設計施行基準・解説を「県営水道ホームページ」から閲覧、またはダウンロードしてご確認ください。

※「S50形ダクタイル鋳鉄管の採用」及び「道路部における給水管φ40mmの廃止」について設けた移行期間は、令和3年3月31日（申込分）までとなりますので、ご注意ください。

『給水装置工事設計施行基準・解説』 一部改正のお知らせ（その2）

神奈川県が推進する行政改革の一つである「押印廃止」に基づき、次のとおり「給水装置工事設計施行基準・解説」を改正します。

なお、先日公表した一部改正と併せて、令和3年4月1日より適用します。

【主な改正内容】

1 押印に係る記載の削除

給水装置工事申込書・給水装置工事施行承認申請書等に係る押印を求めないこととした。

2 署名の見直し

給水装置工事設計施行基準・解説において、これまで「署名」としてきた手続きは、「記名」に変更した。

3 その他

各種様式等における「印」の記載を削除し、押印や署名を求める旨の記載については、「記名」とした。

【適用日】

令和3年4月1日申込み分から適用する。



「署名と記名」について（参考）

【署名】とは・・・自署すること。

【記名】とは・・・氏名を記載すること。印刷やゴム印等によるもののほか、自筆も含む。